

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ（第1回）議事録

（ 令和3年5月21日（金）
13時00分～15時00分
W E B 会 議 ）

〔出席者〕

（委員）オーリ委員、佐藤委員、島田委員、竹田委員、平山委員、眞嶋委員、松岡委員
（計7名）

（文化庁）柳澤国語課長、津田地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 ワーキンググループの設置について
- 2 日本語教育小委員会（21期）の審議内容について
- 3 「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方
- 4 「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討項目（案）
- 5 「日本語教育の参照枠」活用のための手引き等について（案）

〔参考資料〕

- 1 「日本語教育の参照枠」策定に向けたスケジュール
- 2 「日本語教育の参照枠」取りまとめに向けた検討項目（案）
- 3 「日本語教育の参照枠」一次報告
- 4 「日本語教育の参照枠」二次報告－日本語能力評価について－

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 委員の互選により、眞嶋委員が座長に選出された。
- 3 事務局から、配布資料3「「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方」、配布資料4「「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討項目（案）」及び配布資料5「「日本語教育の参照枠」活用のための手引き等について（案）」の説明があり、意見交換を行った。
- 4 次回の「日本語教育の参照枠」活用に関するワーキンググループは、5月21日（金）午後1時から開催予定であることを確認した。
- 5 審議の内容は以下のとおりである。

○松井日本語教育専門職

「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループ第1回を始めさせていただきたいと思っております。まず初めの議事になりますが、本ワーキンググループの主査を選出いただくまでの間、事務局が進行を務めさせていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。初めに、国語課長の柳澤から一言御挨拶申し上げます。

○柳澤国語課長

国語課長の柳澤です。ワーキンググループの委員及び協力者をお引き受けいただきましてどう

もありがとうございます。本ワーキングは「日本語教育の参照枠」の一次報告、二次報告の内容を受けまして、教育現場等で活用できる具体的な手引き及び学習者のための支援ツールなどを作成することを目的としております。

この手引きは様々な教育現場で活躍する日本語教師の方々に使っていただきやすいように、具体的な事例を挙げつつ、分かりやすいものを作成していくことに特に留意していきたいと考えております。「参照枠」は非常に有益ではありますが、常に分かりにくさが付きまとうところがあるように私も感じております。本手引きが、作ったが使われないというのではなく、当たり前のように皆さんに使っていただけるようなものにする、これを特に重視していきたいと考えております。

そして、この手引きを基に、ますます多様化している学習者のニーズに対応できるカリキュラムが日本語教育の各現場でデザインされ、また実施されることを通して、我が国全体の日本語教育の質の向上が図られることを期待しております。

また、本ワーキンググループと並行いたしまして、「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループを設置しております。生活分野における日本語教育については、この手引きと「生活Can do」の両方を活用することにより、生活者としての外国人に対する日本語教育の充実を図っていききたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、CEFR及び留学、就労、生活などの日本語教育の各分野における専門的な知見をお持ちでいらっしゃいます。本ワーキンググループではそれぞれの御知見を基に活発な御審議を頂けたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○松井日本語教育専門職

続きまして、議事に入る前に定足数及び資料の確認をいたします。本ワーキンググループは委員3名、協力者5名の合計8名で構成されておりますが、本日は7名の方々に御出席いただき、定足数を満たしていることを報告いたします。なお、本ワーキングの議事は公開となっております。

早速議事に入ってまいります。議事の1つ目、座長の選任についてです。座長は本ワーキンググループの議長となり、議事の運営をお願いいたします。どなたか御推薦はありますでしょうか。

○松井日本語教育専門職

松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

眞嶋委員にお願いしたいと思っております。眞嶋委員はCEFRの御研究に造詣が深く、昨年度から委員を務められていて適任だと思いますので、お願いしたいと思っております。

○松井日本語教育専門職

ありがとうございます。眞嶋委員を座長に御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

○松井日本語教育専門職

御推薦に賛同いただきましたので、座長は眞嶋委員にお願いいたします。

初めに眞嶋委員に御挨拶を頂き、その後の進行は座長にお願いいたします。眞嶋委員、よろしくお願いいたします。

○眞嶋座長

ありがとうございます。大阪大学の眞嶋です。

ただいま御指名いただきましたので、僭越ながら座長を務めさせていただきます。このワーキンググループは非常に重要な役目を担っておりますし、長い目で見ましたら、日本に定住する、日本語を母語としない皆さんの日本語学習のお役に立つお仕事だと思っておりますので、微力ながら、また不慣れですので御迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、皆様の御協力を得まして務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入っていきたいと思っております。本日は第1回の会議の会議となりますので、審議の前に委員の先生方に一言ずつ御挨拶いただけたらと思っておりますが、よろしいでしょうか。本日は金委員が御欠席と伺っております。それでは資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。日本語教育小委員会で承認されたワーキンググループ設置の資料です。資料の2枚目がワーキンググループの名簿です。そこの金委員が本日御欠席ですが、名簿の順番に御挨拶を頂ければと思っております。

まず島田委員、お願いいたします。

○島田委員

皆様こんにちは。武蔵野大学の島田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私がCEFRと出会ったのは前職のJF日本語教育スタンダードの開発を担当していたときで、それ以来、Can doとのお付き合いが長く続いています。どうぞよろしくお願いいたします。

○真嶋座長

ありがとうございます。それでは松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

岩手大学の松岡です。私はドイツに教師教育のことなどを調査に行き、そこでCEFRの話聞く機会があります。昨日、岩手でも地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業の委員会がちょうど始まったところですが、皆さんもこれに関して御関心が深いようなので、できるだけ貢献したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○真嶋座長

ありがとうございます。協力者のオーリ委員、お願いいたします。

○オーリ委員

皆さんこんにちは。オーリ・リチャと申します。私は千葉大学で教員をしています。

日本に来て20年以上たつのですが、最初に留学生として日本に来て、自分自身は外国人であることを忘れてしまうのですよね。ただ、そのラベル貼りがあるので、それで相手に「私は外国人だ」ということを誰かに言われるまで、自分はこの社会の一員だとは思っているのだから、こういうことがよくあることなので、すごく面白いなと。つまり自分自身のアイデンティティを忘れてしまうということが面白いなと思っております。

この日本社会の中で外国人と日本人がどのように共生していけるのかということ、常に私は一つの自分の課題として授業もやっていますし、自分の課題の一つではあるので、だからこういう機会発言できることはすごく貴重な機会かなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○真嶋座長

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

初めまして。佐藤と申します。よろしくお願ひします。現在、島根大学で日本語教育に携わっております。先ほど、皆さんのCEFRとの関係をお話ししていたのですが、私もCEFRというか、JF日本語教育スタンダードを基とした指導、教員養成や、また留学生に対する日本語指導を行ってまいりました。現在、地域の日本語教育にも少しずつ携わって、具体的な教材なども作成しております。今回の委員会での経験が生かせたらと思っております。よろしくお願ひします。

○眞嶋座長

ありがとうございます。心強いです。それでは竹田委員、お願ひします。

○竹田委員

コミュニカ学院の竹田です。私の勤務校は神戸にある日本語学校で、1988年設立の学校なのですが、そこで90年から教員をしております。勤務校では異文化間教育としての日本語教育を行っておりまして、学習者は南北アメリカ、欧州、アジア圏がそれぞれ3割、中東アフリカから1割と多国籍で、留学生、生活者、ビジネスパーソンなど様々となっております。

多様な学習者が学んでいる学校であり、異文化間教育としての日本語教育を目指しているため、CEFRについては学校の考える理念との関連で非常に関心を持っております。今日は緊張しつつ参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○眞嶋座長

よろしくお願ひいたします。平山委員、お願ひいたします。

○平山委員

皆さん、こんにちは。日本国際協力センター、JICEの主任日本語講師をしております平山智之と申します。よろしくお願ひいたします。

私は2015年から現在まで、日本国際協力センターが受託している厚労省の外国人就労定着支援研修に関わってきました。最初は全国、長野、埼玉、東京都内など、様々な現場から始めて、2018年から本部のほうでカリキュラムを作ったり教材を作ったり、あと講師の指導ということで携わってきております。定住者向けの就労支援という枠の中で2016年以降から少しずつテキスト、教材もCan doをベースに形を変えて今、講師の育成とともに進めているところです。そうした経験を少しでもここで共有していただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○眞嶋座長

皆様、よろしくお願ひいたします。

それではこれより審議に入りたいと思います。本日はオンラインによる審議となります。円滑な進行の観点から、皆様には御発言いただく際に、お名前をおっしゃってから御発言いただきますようお願いいたします。

それでは議事に入る前に、事務局から配布資料の説明をお願いしたいと思います。

○松井日本語教育専門職

本日の配布資料は資料が5点、参考資料が4点ございます。配布資料1「ワーキンググループの設置について」です。資料2「日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について」です。資料3「『日本語教育の参照枠』の活用に関するワーキンググループの進め方」です。資料4「『日本語教育の参照枠』の活用及び普及に向けた検討項目（案）」です。資料5「『日本

語教育の参照枠』活用のための手引き等について（案）」です。

続きまして、参考資料1「『日本語教育の参照枠』策定に向けたスケジュール」、参考資料2「『日本語教育の参照枠』取りまとめに向けた検討項目（案）」、参考資料3「『日本語教育の参照枠』一次報告」、参考資料4「『日本語教育の参照枠』二次報告－日本語能力評価について－」です。本日の資料は以上になっております。

○真嶋座長

皆様、御確認していただけたでしょうか。

それでは議事の2番目、「日本語教育の参照枠」の活用に向けてについてです。本日は初回のワーキンググループですので、検討に入る前に「日本語教育の参照枠」の取りまとめの経緯などにつきまして、前提条件をそろえるように確認しておきたいと思っております。事務局から説明をお願いしたいと思います。

○松井日本語教育専門職

「日本語教育の参照枠」に関する審議に初めて御参加いただく協力者の先生方もいらっしゃいますので、「日本語教育の参照枠」の取りまとめの経緯も含めまして御説明をいたします。

まず初めに資料2から説明いたします。こちらが「『日本語教育小委員会（第21期）における審議内容について」という資料になっております。今期の審議事項としては、論点3と論点4について審議を行う予定となっております。

論点3に関しては日本語教育の標準や日本語能力の判定基準についてということですので。こちらにつきましては本ワーキングにて検討を行う内容となっております。

論点4、カリキュラム案等の活用についてという部分です。平成22年の「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」を改定するためのワーキンググループになっておりますが、こちらは「生活Can do作成ワーキンググループ」と資料の中で記されておりますが、こちらでは生活分野におけるCan doを作成するためのワーキンググループを本ワーキンググループと並行して実施していく予定となっております。

続きましてスケジュールになっておりますが、先週5月13日に第106回の日本語教育小委員会が行われました。日本語教育の小委員会におきましては7月、9月と審議を進めてまいります。主に7月、9月に関しましては「日本語教育の参照枠」、これまで一次報告・二次報告を取りまとめまいりましたので、今年度は「日本語教育の参照枠」最終報告を取りまとめる予定です。この最終報告には一次報告・二次報告の内容と、「漢字の扱いについて」という漢字学習・指導の方針を示したものも加筆いたしまして、10月から11月の国語分科会での報告を目指しております。したがって、日本語教育小委員会、今年度前半の審議はこの「日本語教育の参照枠」最終報告に関する審議が中心となってくる予定です。

続きまして、12月と2月にも日本語教育小委員会の審議を予定しておりますが、こちらの2回に関しては、本ワーキンググループで審議を行う手引きについての審議を行う予定です。ですので、年度前半に関しましては本ワーキンググループでは執筆内容及び執筆作業を行い、12月の日本語教育小委員会で原稿の確認と内容についての審議を行っていただき、最終的には来年2月までにはおおむね手引きの作成の取りまとめを行いたいと思っております。

このように、本ワーキンググループは日本語教育小委員会と連動して行う予定となっております。特に12月、2月等々においては日本語教育小委員会からの御意見等々を受けまして作業を進めてまいりたいと思っております。

続きまして資料3の説明に入りたいと思っております。「『日本語教育の参照枠』の活用に関するワーキンググループの進め方」という資料です。経緯に関しましては先ほど説明したとおり、「日本語教育の参照枠」一次報告・二次報告を取りまとめましたので、その「日本語教育の参照枠」

の考え方を具体的に分かりやすく示した教師用の手引きに当たるものを取りまとめていくことが目的です。

検討事項は3つございます。まず1つ目は手引きに含むべき項目について。この手引きにどのような内容を盛り込んでいったらいいかということについて審議いただきます。その次は後で詳しく説明いたしますが、学習者のための支援ツールについて。その他効果的な広報・活用のための方法について、こちらについても御審議いただく予定です。

想定される成果物につきましては手引きがございます。2つ目には支援ツール。3つ目には広報資料等。こちらを本ワーキンググループの成果としたいと思っております。開催のスケジュールに関しましては、今年度5回を予定しております。

続きまして、資料4と5は後で説明することにさせていただきます。参考資料1から説明させていただきますと思います。こちら「日本語教育の参照枠」の取りまとめに向けてのスケジュールとなっておりますが、この「日本語教育の参照枠」は令和元年度より3年間の予定で取りまとめを進めておるものです。

令和元年度に関しては一次報告についての審議を行い、翌令和2年11月20日に一次報告の取りまとめを行いました。こちらには「日本語教育の参照枠」の理念や方針、Can do、作成・検証のためのガイドライン等々を収録してあります。

続きまして令和2年度に関しましては、日本語能力の判定基準に関するワーキンググループで「日本語教育の参照枠」二次報告の取りまとめを行いました。こちらの内容としては日本語能力の評価の考え方、各種日本語能力の判定試験と「参照枠」の尺度を対応づけるための手法、社会で活用される試験に求められる要素等々について取りまとめたものです。

こちらがそれぞれ参考資料3と参考資料4です。

そして今年度に関しましては、「日本語教育の参照枠」の活用に関する検討を予定しております。この「日本語教育の参照枠」を基にした、教育現場等で活用できる具体的な手引きや、学習者の自律学習支援ツール等の作成に向けた検討を本ワーキングで行っていく予定です。

そしてこの一次報告と二次報告は「日本語教育の参照枠」の最終報告として今年度の10月から11月までに取りまとめる予定です。さらに、「日本語教育の参照枠」活用のための手引き、本ワーキングで御審議いただく手引きは「日本語教育の参照枠」の外にあるものとして、より分かりやすい、日本語教育に関わる特に先生方にとって使いやすい内容の整備等をしていきたいと思っております。

参考資料1「日本語教育の参照枠」の3年度計画の予定です。来年度について簡単に説明をいたしますと、令和4年度以降については、CEFR 2020補遺版と呼ばれておりますが、そのコンパニオンボリュームの内容についての検討を行い、この「日本語教育の参照枠」にこの内容をどのように盛り込んでいったらよいかについて審議を行っていく予定です。

続きまして参考資料2の説明に入りたいと思います。こちらは「日本語教育の参照枠」最終報告の目次となるものです。これまで取りまとめを行いました一次報告と二次報告の内容を統合いたしまして、一冊の報告書にまとめた場合の目次等々です。これに関しては、ほぼ一次報告・二次報告の内容を足し上げた形になっておりますが、この黄色のハイライトになっている「II『日本語教育の参照枠』について」という部分の「8 漢字の扱いについて」と「今後の検討課題」については、大幅な加筆を行っていく予定です。

漢字の扱いについては、昨年の調査研究において主に初級の日本語教材における漢字の出現頻度の調査を行っておりますので、その調査を基に、漢字学習をどのように行ったらよいかということについての指針をこちらで記す予定になっております。9番の今後の検討課題につきましては、先ほど申し上げましたCEFR補遺版、コンパニオンボリュームの内容の検討を予定しております。その他、III番、IV番に関しては一次報告・二次報告の内容を足し上げたものとなっております。こちらの目次の案につきましても後ほど御審議をお願いしたいと思っております。

こちらは参考資料2となっております。

続きまして、参考資料3「『日本語教育の参照枠』一次報告」につきまして簡単に説明いたします。こちらは意見募集を経て、令和2年11月20日に取りまとめられたものです。

まず、「参照枠」というものの言語教育観の柱が非常に大切な部分に当たりますので、少し御説明させていただきたいと思えます。一次報告の3ページです。こちらに以下の3つを「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱として考えることとするという囲みの記述がございます。

初めは「日本語学習者を社会的存在として捉える」ということです。学習者は単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」として定めてあります。言語の習得はそれ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である、と示しております。

2つ目は「言語を使って『できること』に注目する」。社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する、ということを書いてあります。

3つ目、「多様な日本語使用を尊重する」。各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない、ということを決めてあります。こちらが「日本語教育の参照枠」における言語教育観の柱です。

続きまして、7ページには「日本語教育の参照枠」を参照することにより期待される効果について示しております。社会、行政機関、教育機関・日本語教師、試験機関、日本語学習者、それぞれに対して期待される効果はどのようなものがあるのかについて記しております。この「日本語教育の参照枠」は、日本語教師、日本語学習者だけではなく、行政関係者、試験機関、日本語学習者の周囲の人々、御家族、御友人、職場の人、あるいは地域住民の皆さんなど、日本語教育に関わる全ての人が参照できる枠組みとして示されたものです。

続きまして、少し具体的な話になってきますが、一次報告の11ページです。11ページは言語能力記述文、いわゆるCan doというものにはどのような種類があるのかについての説明を行っております。Can doというと、やはり日本語教育でいうところの4つの技能の言語活動ごとのCan doが非常によく知られておるところですが、CEFRにおいてはこの言語活動を5つの技能に分けて示しております。「聞く」、「読む」、そして「話す」を「やり取り」と「発表」に分けているところが大きな特徴になっております。もう一つは「書く」という5つの言語活動です。こういったものをいわゆる「活動Can do」と呼んでおります。

「活動Can do」以外にも実はCan doはほかに3つございまして、その次にございますのが「方略Can do」、いわゆる学習ストラテジーに関するCan doも同時に示しておるところです。

その次は「テキストCan do」です。テキストというと書き言葉が中心になるかと思いますが、「日本語教育の参照枠」もしくはCEFRでは、話し言葉、書き言葉についての一まとまりの表現を扱う能力と定義づけておまして、それに関するCan doを「テキストCan do」として示しておるところです。

最後は「能力Can do」と呼ばれるものですが、これは語彙力、文法的な正確さ、発音、正書法、話題の展開、ターンテーク、それぞれ言語能力、社会言語能力、言語運用能力に関するCan doを示しております。「日本語教育の参照枠」では、主にこの4種類のCan doを示しているというところが説明されている部分です。

続きまして13ページと14ページですが、13ページが「日本語教育の参照枠」一次報告の構成となっております。こちらで示されておるのが全体的な尺度というものの、いわゆる6つのレベルで示したものの、表の真ん中の辺りになりますが、こういうものがあって、言語活動別の熟達度があります。そしてCEFR Can doというものの、言語能力記述文を示していると。「参照枠」としてはこういう構成になっておまして、その下に分野別の言語能力記述文をそれぞれに開発

していく流れになっております。

その中でも特に「生活Can do」に関しましては、もう一つの「生活Can do」のワーキンググループで今年度も作成を検討していくことになっております。

続きまして14ページです。こちらについては後で御審議いただきたいと思っておりますが、「日本語教育の参照枠」の対象はどのような方々になるのかということについて示しておりますが、その中でもとりわけ言語発達と認知発達が合わせて進んでいる児童生徒に対する日本語指導に関しては、いわゆるCEFRのもの、「日本語教育の参照枠」をそのまま使うことには注意が必要であるというところを囲みで示しております。

続きまして15ページ、16ページになります。こちらにつきましては、いわゆるCEFRの部分的な能力という概念について説明しているページになります。CEFRは言語技能を5つの技能に分けて示しておりますが、日本語教育においてこちらをバランスよく学ぶのではなくて、それぞれの学習者の置かれた状況やニーズに応じて、必要な能力から伸ばしていけばよいという考え方を示しているページがこちらになります。

そして19ページからが「日本語教育の参照枠」における最も基礎的な尺度になっております。こちらがいわゆる「全体的な尺度」と呼ばれておりますもので、A1の最も基礎的なレベルからC2まで、6つのレベルが示されているところです。その中でも自立した言語使用者としてB1レベル、B2レベルがございしますが、今般の日本語教育の推進に関する法律の基本方針においても、自立した言語使用者となれるような日本語教育を推進していくということが文言に明記されておりますので、今後、日本語教育はB1まで国の責任において進めていくということが明らかになっているところです。

続きまして20ページになります。こちらがCEFRにおける自己評価表で、言語活動別の熟達度を示しております。こちらについては5つの言語活動ごとに6つのレベルの具体的な言語能力記述文を示しておりますものとなっております。21ページ以降はそれぞれのCan doを示しているところです。こちらが参考資料3の「日本語教育の参照枠」一次報告の内容です。

続きまして、少し長くなっておりますが、「日本語教育の参照枠」二次報告について簡単に説明させていただければと思います。二次報告の内容につきましては、主に日本語能力の評価についての審議を行ってまいりました。重要なポイントとしては4ページです。「『日本語教育の参照枠』における評価の三つの理念」として、先ほど御紹介しました言語教育観の柱を基に3つの評価的な理念を定めているところです。

その1つ目は「生涯にわたる自律的な学習の促進」であるということ。「日本語教育の参照枠」における評価は、生涯にわたる自律的な学習の促進を目的とするという点です。

2つ目は、「学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進」です。「日本語教育の参照枠」では、日本語を使用して、何が、どのように、どれくらいできるのかを、言語能力記述文等を用いて具体的に示すとともに、それがどの程度達成できたかを把握するために、多様な評価手法を提示し、その活用を後押ししていくための考え方や事例を示す、となっております。

3つ目、「評価基準と評価手法の透明性の確保」。日本語学習者、教師ばかりでなく、一般の日本人等にとっても参照しやすい、日本語で「できること」に注目した評価基準を示し、その評価手法の透明性を確保することを通して、日本語教育に関わる全ての者の間で評価に関する共通認識を醸成する、これにより、日本語学習者がいつでもどこにいても一貫した学びを継続できる環境の整備を目指す、と示しております。

続きまして、日本語能力に関しましては、言語使用者及び学習者の言語能力熟達度を構成する能力として、6ページに日本語能力の分析を行っている表がございします。こちらは資料4、5の説明の時にも少し説明いたしますが、二次報告6ページの表1、CEFR例示的能力記述文一覧の構成ですが、こちらの中で全体的な言語熟達度は①から④の能力に分解できるというふうにしてしております。その中でも②③④の能力につきましては言語能力記述文でCan doを示している

ということです。①に関しましてはCan doは示されていないところがポイントかと思います。

続きまして、二次報告におきましてはその後様々な評価の方法を幅広く示しているところです。例えばポートフォリオやルーブリックや等々、試験以外のいわゆる代替的評価と呼ばれているものについても事例を示しているところです。

続きましては、いわゆる大規模試験に関してCEFRと各公的な日本語判定試験のレベルづけの対応する方法や、こちらにつきましては19ページからになりますが、対応づけの方法や、それぞれの大規模試験において必要とされる要件等々を示しておるところです。

こちらが参考資料4の説明です。

○真嶋座長

ここまでで確認したいことや質問などがもしありましたら、御発言をお願いします。

○松岡委員

今回作る手引きは教育現場のためにとあるので、教育現場で教える人のための手引きと解釈してよろしいのでしょうか。確認をお願いします。

○松井日本語教育専門職

はい、そのように考えていただいて大丈夫です。

○真嶋座長

この後、今日の審議事項に入っていますが、審議するところに対象者を明記する、手引きの中に入れるべきものの一つに、対象は誰かということで3つ挙がっていたと思います。それは後で確認したいと思います。ありがとうございます。委員の先生方、ほかに何かありますでしょうか。

私からも一つ質問があります。これは参考資料3の一次報告の御説明の中で19ページの尺度の話をしたときに、B1までは国の責任においてとおっしゃいましたか。

○松井日本語教育専門職

基本方針においては、自立した言語使用者のレベルまでを国と自治体の責任において推進するというのが明記されております。この自立した言語使用者がB1とB2を指しておるわけですが、諸外国、特に欧州の言語政策等々を考えてみますと、おおむねこの国もB1まで言語教育を行っているということです。日本においてもB1までは今後体制の整備を進めていくということがこの文書で改めて示されたということではないかと思っております。

○真嶋座長

気になったのですが、B1まで到達できるような教育機会を保証するのと、全員がB1に到達するまで教育し続ける、能力がつくことを保証するというのはニュアンスが違いますね。後者のほうはなかなかこの国も難しいので、できるだけ教育機会は保証するというものではないかと思いました。学習者の個人差もありますので、確認したかったことです。そういう理解でよろしいでしょうか。

○松井日本語教育専門職

欧州各国においても、目標はB1と掲げつつも実際様々な諸事情で難しい点はあることは聞いております。日本においても、まだまだこれからやるべきことが多いですが、おおむねB1までの学習機会の提供を目標として様々な体制の整備を進めたいと考えておるところです。

○真嶋座長

どうもありがとうございます。それではほかにはいかがでしょうか。質問や確認事項はもうありませんか。

ここまでが今までの経緯と現状ですね。次に、本ワーキンググループの検討事項につきまして確認したいと思いますので、事務局から御説明をよろしくお願いします。

○松井日本語教育専門職

資料4と5について説明をいたします。資料4につきましては、先日の日本語教育小委員会で承認されました「『日本語教育の参照枠』の活用及び普及に向けた検討項目」です。この資料の承認を受けまして、資料5として「『日本語教育の参照枠』活用のための手引き等について」というものを、目次の部分を少し丁寧に書き下したものを示しております。

(1)につきましては「日本語教育の参照枠」活用のための手引きに含む項目についてです。

「はじめに」ですが、まず目的は、Can doを基にしたカリキュラム編成の方法について事例を挙げながら分かりやすく示すことです。対象については、日本語教育に関するコーディネーターの方や、あるいは日本語教師、学習支援者などで、主に教える側ともいえますでしょうか、それらの方々を対象としています。構成につきましては、1部を理念編とし、2部を実践事例編、そして資料編という3部構成となっております。

続きまして1部の理念編についての説明をいたします。1の「『日本語教育の参照枠』とは」ですが、こちらに(1)から(7)まで挙げました。それぞれ、先ほど「日本語教育の参照枠」一次報告で説明させていただきました内容を盛り込んでいきたいと思っております。

(1)の目的、対象につきましては、第二言語としての日本語教育の推進を目的とするというところ。こちらは児童生徒等々の扱いに関する注意も含めて示していきたいと思っております。言語教育観の3つの柱、こちらは先ほど説明させていただきました。日本語能力観については、部分的な能力についての説明を盛り込んでいきたいと思っております。日本語のレベル尺度については、これは全体的な尺度等々を示していきたいと思っております。CEFR Can doの種類については、先ほどの4つのCan doについての説明を行っていただきたいと思っております。さらに、評価の3つの理念、こちらについても示していきたいと思っております。そして(7)、最後に「参照枠」の活用により期待される効果についても示していきたいと思っております。

(1) Can doとは何か、そもそもCan doはどのような経緯でできてきたのかについて説明した後、CEFRにおいてCan doで示されている能力・示されていない能力、先ほどの二次報告における一般能力についての言及もありましたが、そういうところでCan doにおいてはどのような能力を対象として示しているのかということも、それぞれ言語能力、異文化理解能力、意欲・態度・価値観などの一般的な能力などに分けて説明していきたいと思っております。

3番、「外国語教育におけるCan doの活用の事例と展望」です。Can doというものが示されてもう20年以上たちますが、日本語教育はもちろん、中国語教育や韓国語教育など様々な言語教育においてCan doの活用が進んでいます。このような事例等々も示しつつ、Can doをベースにしたカリキュラム実施によって、今後日本語教育の実践がどのように変わっていくかというようなことについても、理念編で示していければと思っております。こちらが第1部の理念編です。

第2部の実践事例編ですが、こちらがCan doをベースにしたカリキュラム編成の具体的な方法について示していけたらと思っております。

第1に、どのようにコースをデザインするかというコースデザインの概要や、シラバスへのCan doの組み込み方や、評価の方法の検討等々を総論的に1で示していきたいと思っております。

その次に、Can doをベースにしたカリキュラムの事例で、それぞれ留学、就労、生活の事例を挙げながらCan doベースのカリキュラムについて具体的なもの、内容を示していけたらと思っております。それぞれの事例の①から⑦の内容が妥当であるかどうかはこの後の審議で御意

見を頂きたいと思っっているところです。

続きまして資料編です。こちらは参考資料ですが、一般的なFAQや用語の解説や、あとはその他、Can doに関する参考文献、報告書、ウェブサイトなど、役に立つ情報等々を示していけたらと思っております。

(2) 学習者のための支援ツールについてです。こちらは下のイラストのような画像で示しておりますが、欧州現代言語センターが公開している言語能力を自己評価できるサイト等を参考にして、日本語学習者向けの自己評価ツールを作成するということを目指しております。こちらは昨年、CEFRのCan doを日本語を含む14言語に翻訳することが終わっておりますので、日本語を勉強している方々が自分にとって一番よく分かる言語で自分の日本語能力を評価できるようなアプリのようなもの、Can doができる・できないというところを答えていくと、最終的にはあなたの書く能力はA2ですよ、聞く能力はB1ですよといったような示し方ができるようなアプリのようなものを開発していきたいと考えております。その評価結果とともに、言語活動ごとのレベルに合った学習リソースのリンクを示すことも目標としております。

続きまして資料4ページの(3)です。こちらは広報・活用のための方法についてです。「日本語教育の参照枠」最終報告は、今年10月をめどに取りまとまりますので、この「参照枠」を分かりやすく紹介する広報素材を準備して、多言語に翻訳していければと思っております。

続きましては、「日本語教育の参照枠」の関連サイトとして、一次報告・二次報告、そして今回審議いただく手引き、14言語に翻訳したCan doや、広報素材、そして自己評価のアプリのようなもの、こういった「日本語教育の参照枠」の様々な素材をウェブ上で見ることができるサイトを、文化庁が運営しております日本語教育コンテンツ共有システム、NEWSとありますが、そのシステムの一部の中にページを作りまして、こういった資料を置いておければと思っております。その他様々なCEFRに関するリンクや、場合によってはJF日本語教育スタンダードのリンク等々もこちらで示していければと考えておるところです。

○眞嶋座長

資料4が骨格で、資料5が丁寧に書かれている部分なので、本日は資料5について委員の皆様にご意見を頂いていきたいと思っております。ブレインストーミングといいますか、様々な御意見を率直に忌憚なく御発言いただければと思っております。項目は大きく3つありますので、1つずつ見ていきたいと思っております。

まず(1)「日本語教育の参照枠」活用のための手引きに含むべき項目についてという資料5の最初のページです。今年出す手引きに含むべき項目の一覧を頂いているわけですが、これに関して確認、御質問や御意見はありませんでしょうか。

○島田委員

対象者と全体に関わることです。今までの日本語教育のカリキュラムといったときに、日本語の学習者だけをターゲットにしたカリキュラムデザインなど、JF日本語教育スタンダードの例でもそうですし、これまで出されたコースデザインの例は日本語学習者だけがターゲットで、ホスト社会の構成メンバーはターゲットにはなっていないと思っております。

オーリ委員が最初の自己紹介でおっしゃったように、外国人が自分のアイデンティティを自覚したり、自分の文化と日本の文化が違うとか、そういったことを感じたりするのは接触場面だと思うのです。その時に、日本国内の日本語教育のコースデザインの例を出す場合、外国人だけをターゲットにした日本語教育のコースデザインで本当にいいのか。異文化間能力を身につけるべき人は一体誰なのかといった視点も必要ではないでしょうか。

ターゲットが誰なのかといったときに、例えば留学といったときにターゲットは様々あると思

います。日本語学校の留学生なのか、大学で日本人学生と共に学ぶ留学生なのか、日本語だけを学ぶコースなのか、それとも日本語を使って何かを学ぶコースなのか、あるいは交流を目的とした日本人学生と外国人留学生との混合のコースなのか。そういった観点で、この「日本語教育の参照枠」の活用といったときに、外国人に日本語を教えるという考え方で作ってしまっているのかどうか。大きな問題提起をしましたが、よろしくをお願いします。

○真嶋座長

ありがとうございます。重要な御指摘だと思いました。事務局から何かありますか。

○松井日本語教育専門職

御指摘の点はそのとおりであると思います。一次報告・二次報告は、文化庁国語課が所管している、主に生活者としての外国人に対する日本語教育を想定して取りまとめられたものですが、その一方で、日本語教育の推進基本法等々にも書かれております共生社会の実現ということを考えていく上では、双方の歩み寄りというか、双方の理解は非常に重要であると考えております。

その中で、机上配布資料として4点今回お示ししておりますが、その中で欧州評議会が出しております「**Competences for Democratic Culture**」という報告書がございます。こちらについては言語教育にとらわれず、共に社会を築いていく上で必要とされる能力ということ等々も示されておるか理解しておりますので、こういうものを参考にしつつ、特に目次案でいうところの1、理念編の「2. Can doとは (2) C E F Rにおいて、Can doで示されている／示されていない能力」のところに、2部の実践事例編はいわゆる日本語教育のカリキュラムの事例になりますが、この理念編の2の(2)の部分で、島田委員が御指摘になりました、共に社会をつくっていく社会の担い手としてどのような能力が双方必要とされるかということも、この「**Competences for Democratic Culture**」の能力観を参照して書き込んでいければとは思っているところです。

さらに加えまして、2の(1)から(3)のそれぞれの事例に関しても、このような視点をもし取り入れられる余地があれば、こういうところの視点も大切にしながら事例を示していければとは思っております。

○真嶋座長

いいですね。先ほどの2の(2)の異文化理解能力のあたりで思ったのは、資料編に、上は日本語を学ぶ学習者のことが中心だとしても、その人たちを受け入れるホスト社会の私たちへの、今おっしゃったCDCに関わる資料などがあるといいと思いました。今ここで決めてしまうわけではないですが、そういう点は大事だと思います。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。オーリ委員、ではどうぞ。

○オーリ委員

島田委員のお話を聞いて、私も資料に一通り目を通して、今日の話聞いて思ったことをお話しさせていただきたいと思います。

私は自己紹介でも言いましたが、日本社会で20年以上暮らしているのですね。20年以上暮らしていく中で、本当は留学生として来て、日本で日本語を学んで帰る予定でしたが、私はこの社会がすごく好きになったのですね。好きだから、ここで暮らしていきたいというふうに、何かがあるわけなのです。私の周りにいる人たちの中でこうやって永住するつもりでここにいます。

そして、やっと日本語教育の中でもこういう動きが出始めて、外国人がどうしたら共生しているのか、共生していくということは、本当は対等な立場でしか共生は不可能であるわけです。

一つの意見なのですが、私がこの社会を好きになったのと同じように、ここに来て外国人もこの社会とともに、日本人とともに作っていけるための何か、気持ちやモチベーションにつな

がるようなものを私はつくっていったらなと思うのです。

日本語をどうやって学ぶか、自己評価をどうするか、他者評価をどうするのも大事です。日本語を学んでいく上では大事ですが、言語というのは空想の中で存在しているわけではなくて、社会の中でなぜ日本語を私が使うのかというと、今日こうやってみんなと一緒に意見交換するために使っているわけです。つまりここにいる、共生していく社会を共につくっていく、日本社会をよりよい社会にしていくためには、日本にいる外から来た人の意見がこの社会を豊かにしていくわけなのです。

ここにいるホスト社会の人がそのことを理解していないと、それは不可能に近いのではないのでしょうか。一方的に学び続けるのではなく、ホスト社会の方々も学ばなければいけないところは学んでいかないと、いつまでもアンバランスな日本語教育のままで終わるのではないかなと思います。CDCはそういう意味では重要な示唆を与えてくれるのではないかなと思うのです。

CDCをそのまま日本に取り入れるわけではなくて、日本流のCDCに似たようなものをつくれるのではないかな、つまり外国人が周縁化しないようなやり方が必要ではないかなと思います。

○眞嶋座長

大変建設的な御意見で、全てうなずいて聞いていたのですが、このことに関しまして、いかがでしょうか。松岡委員。

○松岡委員

今の御意見は理念的というか、原理的というか、重要な御指摘だと思います。翻って、この「日本語教育の参照枠」活用の手引きは一体誰が見るものなのかがやはり重要だと思います。この理念編、それから実践編、そして資料編は内容としてはいいと思うのですが、実際の本編、報告にあるようなものと重なりが随分あります。理念編は繰り返しになっているように見えます。これを解説といったときにどういう意図で解説をするのでしょうか。

重要なことは分かるのですが、見る方によってこれは何の役に立つのか、自分たちは一体どう関わっているのかが見えるような形にしたほうがいいのではないかなと思いました。そういう意味では、この1部・2部・3部構成は分かりにくいという印象を持ちました。

先ほども確認したのですが、この手引きは一体誰がどう使うのかというところを明確にしないと議論が錯綜するのではないかなと思います。そのあたり、事務局としてはどうお考えなのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○眞嶋座長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

当初の予定ではCan doベースのカリキュラム編成の方法を示すというところで、一義的にはコーディネーターの方、日本語教師の方、日本語学習支援者の方を対象とするというところが基本的なセッティングです。

共に社会をつくっていくためにどういう方を対象としていったらいいのかに関しては、先ほどのCDCの能力観等も示しつつ、設定としてはまずは教える側の人に、教える側の人間がいわゆる学習だけ、日本語学習、いわゆる外国人に対しての日本語教育というものだけでなく、ホスト側の意識も変わらなければいけないということを教える側の人たちがまず持っていただく必要があると考えておりますので、そういうところが基本的なセッティングになるかなと思います。

教える側がまずは変わっていく。その意識変革の結果として社会全体が変わっていくというところを計画しているところで、今のところは広く日本の人や外国人の方、皆さんに読んでいただ

くことは想定していません。まずは教える側の意識を少しずつ変えていくことが目的です。

そういった意味で、「日本語教育の参照枠」の理念編の1で「日本語教育の参照枠」のレビューというか、おさらいとしてかなり厚めに説明のところを取っておりますが、こちらについては一次報告・二次報告を読まなくても、ある程度この手引きだけを読むと分かるように、一次報告・二次報告が分かりにくいという御指摘も頂いていますので、これをなるべく日本語教師の方を主なターゲットとして分かりやすく示していくというところで、少し丁寧に示しているところです。

○眞嶋座長

いきなり日本社会全員に対してというような手引きを今年中に作るの难道いかもしれませんが、書きぶりにもよるのではないのでしょうか。日本語教育の現場に立っていらっしゃる先生方に働きかけて、そこからの波及効果といいますか、社会的なインパクトというものも考えられると思います。拙速に1年で何かが変わるというのは非現実的なので、この手引きのどこかに、学習者だけが変わればよいと捉えるのではない、学習者は一方的に学ぶべきものというわけではない、という姿勢を書けたりするのではないかと思います。そういう意見が出ているということでも承知いたしました。

○松井日本語教育専門職

事務局から少し補足をさせていただきます。非常に大事な視点ですので、そのようなお互いに学んでいこうという姿勢についての御指摘は、(3)の「日本語教育の参照枠」を分かりやすく広報素材の中にそのような視点を取り入れられればと思います。こちらは多言語での翻訳も予定しております。広く一般の方々に対する広報資料としてはこの広報素材が対象となっておりますので、そこに今頂いたような意見を盛り込んで取りまとめていけたらと考えております。

○眞嶋座長

ありがとうございます。この点につきましてはそういう方向でよろしいでしょうか。また妙案がありましたら御意見を頂ければと思います。

ほかに(1)手引きの項目につきまして御意見などありますでしょうか。

○佐藤委員

活用のための手引きで気になった点があります。実際に誰を対象とするのかという視点もありましたが、コーディネーターや日本語教師も学習支援者の方も含めて気にしておられるのは、実際にどのように教えるのかという言語学習や方法論のところだと思います。

それに関してCEFRの2001では、恐らく折衷方式というか、様々な多様性があるという書き方をしていると私は理解しているのですが、それを示すか示さないかではかなり大きな違いがあると思いますので、そういった記載が含まれると良いと思っております。

第2部の実際のCan doをベースとしたカリキュラムの事例のほうでも、恐らく様々なアプローチやメソッドが使われているかと思っておりますので、様々なアプローチの仕方があること、多様性を示すことができると良いのではないかと思います。

○眞嶋座長

CEFRのCV、補遺版には行動中心のアクション・オリエンテッド・アプローチも出ていると思うのですが、今回はそれは含まないということでしょうか。手引きを見たときに、現場の先生が「明日の私の授業はどうするの」というときのヒントになることが書いてあるのかということです。私の理解では、このカリキュラムの事例を協力者の先生方を中心をお願いすると伺っておりますが、そういうところにアプローチや教え方についての記載も考えていただいていると理

解しているのでしょうか。実践事例を出せば大体分かるのでしょうか。

○松井日本語教育専門職

佐藤委員の御指摘のとおり、CEFRというのは、教え方はこうだ、メソッドはこうだというところは示していないということは皆さん御存じかと思います。一方で、今回どのように授業を組み立てていったらいいのかというところは、具体的な事例を基に示していきたいとは思っております。しかし、これがCEFRの教え方もしくは「日本語教育の参照枠」の教え方ということにはならないと思いますので、事例を挙げる点においては、こういう環境とこういう目的、そしてこういう人たちに対してこのような方法を使ったという、その環境や条件、あとやはり目標、理念との関連の中でこのような方法を使ったということが分かる示し方ができると、一つの方法が万能ではないことが3つの例で浮き彫りになっていくのではと思っております。

それぞれの状況に応じて最適な方法を模索しているということをも3つの事例として示すことによって、では自分は何を目的としてどのような方法を取ろうかということまで思いを巡らすことができるような内容を示していけたらいいと考えているところです。

○眞嶋座長

そうですね。先生も自律的な先生になる手助けになるツールになるといいですね。

この点につきまして、ほかの委員の方から御意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

○島田委員

今、ターゲットが日本語教育に携わる、教える側ということが割と明確に見えてきたかと思うのですが。その場合、今回の資料5を拝見しますと、割と事実といいますか、静的な情報が説明として提示されているような印象を目次案からは受けたのですが、教師やそういう教育に携わる人のマインドに訴えるようなものにするには、恐らくもう少しストーリーというか、倫理観であったり、心構えであったり、どういう教育のゴールを想定した教育者であってほしいというような、そういうことが、もし意識を変える、行動を変える、態度を変えるなどということをゴールにするならば、そこを丁寧に書く必要があるのではないかなと感じるのですが。その点はいかがですか。

○オーリ委員

私は大賛成です。教育理念というのは非常に大事であって、むしろその理念がはっきりしていると、自分はどのようなコースデザインをしていくのか、何を教えていくのかということが自分で考えられるようになります。ですので、丁寧に書く必要があると私も思います。

CDCから取り入れるかどうかは別として、日本社会がどういう日本社会を目指していくのか、共生において何が大事なのかを教育理念にしていけば、それを自分の授業の中でどういう事例を多く出していくのかにつながっていくので、そうすると意識改革もそれで広まるといことでしょうか。つまり、授業によっては、学習者にとっても自分の人権、自分の生き方、自分の発言力などを内省できるわけです。

自分の話をしますと、今、私がやっている教育は英語教育ですが、それは日本人を学生にしているわけです。だから学生は日本人で、日本人が海外に行ったらどのようにコミュニケーションしていけるのか。これは普通の例えばレストランで何かを食べるなどではなくて、自分が困ったとき、自分が相手と本当に深い会話がしたいときに、何が必要なのかを教えていくことが大切だと思います。

それがコーディネーターや日本語教師に対する教育理念としてはっきりと示してあると、その人にとっては分かりやすくなりますし、それが自分の授業につながっていくのではないかと私は

思います。

○佐藤委員

先ほど眞嶋委員もおっしゃっていた C E F R の中で行動中心アプローチに関して最近ですと、目的としての行動中心アプローチと方法論に関して言及したものが出てきているかと思えます。そちらに関して行動中心で、学習活動に関して社会的存在として捉えて、教室の中を小さな社会として捉えて、より実際のアプローチやメソッドとすればタスクベースの T B L T や P B L といったものが含まれた形で行われていると思えます。そういったものを紹介すると偏り過ぎるかもしれませんが、社会的存在や外国人の社会との関わりを考えていく上では、学習方法についてというところで書くか、その理念との兼ね合いで詳しく書いていくと、先ほど島田委員とオーリ委員がおっしゃったような、教える側に響く、具体的なやり方の提案ができるのではないかと思います。

○眞嶋座長

今の御意見を伺っていて、そのような記述があったらうれしいと飛びつけるタイプの先生と、何を言っているのか分からない、難しいことが書いてあってとても無理と思われるタイプの方のような気がしました。万人向けにはなりにくいので、何か工夫があればと思います。この手引きが全部そういうトーンでいくといいと思うのですが、でもそれだと私には用はないという人が出るのではないかという懸念もあるかと思えます。

○竹田委員

理念というのが難しい話になって遠ざけられてはいけないと思えます。教師がどういう哲学を持つかということは、重要です。教育は人を変えるというか、人の変容に関わるような大切な契機となるものですから、それに当たる教師が教師マインドとして、教師としてどういうことが求められるのかということをはっきりと示す必要があると思えます。あるいはもう既に島田委員やオーリ委員が言及されたことですが、カリキュラムとの絡みで、学校なり教育者が自分で標榜する教育理念が何であるかということとの関連を示すことはとても重要なのではないかなと思えます。共生社会を念頭とした教師の在り方など、そういうことをどう考えるかということ絡めて言っていけたらいいと思ったのですが、そういうことも入れてもいいのではないのでしょうか。

私の勤務校の場合は、実践事例を書くとなると独自の理念を持った機関固有の例を出すことになってしまうので、コミュニカ学院で考えている教育理念との絡みということは外せないというか、言語教育だけのことについて遡及できない部分があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○眞嶋座長

そうですね。教室でこう、カリキュラムでこうといった事例だけではだめで、その背景にある理念も書いていただく方向でいいのではないのでしょうか。そうでないと読んだ人も理解できないと思えますし、ある実践を切り取って見せられても、それがどういう土壌で開いた花なのか分からないと難しいので、具体的にコミュニカ学院の教育理念の関連する部分と実践例を入れていただけるといいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○竹田委員

この「日本語教育の参照枠」では、C E F R 全体の理念の根底にある複言語主義や、市民性の教育や、その実現のための主体性の育成といったヨーロッパの歴史的な文脈によってきたる大理念は、取り上げないと考えればよろしいのでしょうか。それともそういう大理念はこの「日本語教

育の参照枠」においても共通のものとして市民性教育を行っていくという理解のものとして取り上げてよろしいのでしょうか。

○真嶋座長

私は前者だと理解しています。つまりここはヨーロッパではないという部分は必要なのではないかと思います。事務局、いかがでしょうか。

○松井日本語教育専門職

事務局から説明いたします。大きな意味でのCEFRの理念については、大本において共感し、それを基に「日本語教育の参照枠」が検討され、一次報告をおまとめいただいたという経緯です。ただし、複言語主義・複文化主義は大切な概念であるとは思いつつも、日本語教育の文脈においてしか我々は語ることができないという制約もありまして、範囲を日本語教育に絞った場合、複言語・複文化をそのまま取り入れることは難しい部分がありました。

「日本語教育の参照枠」では、範囲を絞って日本語教育の文脈だけで説明しているという部分はございますが、それを全て否定したり全て捨象したりするということではありません。欧州の壮大な理念を全て日本語教育の中に取り込むということはなかなか難しいところがございますので、我々はまず手がける場所として、我々が当事者である日本語教育をどう考えていくかというところを中心に取まとめたものが「参照枠」であり、改めて日本語教育の文脈において理念についても検討し、取まとめていただいております。

○真嶋座長

CEFRの最初にも、これを使う人たちが自分のいるローカルなニーズや状況に合わせて使ってくれたら良いと書いてあったと思いますので、日本の文脈で使える形を出していく、理解を得られやすい形を出すことで無用の拒絶反応などがなくて良いのではないかと思います。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

今の議論は一次報告を作っていくときにも議論があったところです。一次報告の3ページの最後に「日本語学習者を社会的存在として捉える」、「言語を使って『できること』に注目する」、それから「多様な日本語使用を尊重する」という3つの観点で落ち着きましょうということで、複言語主義というところまでは言及ができないと委員の皆さんで理解したものです。

この3つの理念については、手引きを使う人には理解していただくことが根底として大事なことだと思うので、どのように説明したらいいのか今分からないのですが、そのあたりの工夫も必要だと思います。厚く書いても読みたくないとなってしまうたら本末転倒です。

今、おっしゃっていた理念の部分は、結局この3つに収れんできる部分が大きいと思うので、この3つについて、社会的存在とは何か、できることとは何かということを表面的に捉えるのではなく、私たちはそのような社会に向かっていくのだということが分かれば良いと考えます。

○真嶋座長

ありがとうございます。

何かほかに付け加えることは。島田委員、お願いします。

○島田委員

今のお話を伺っていて、昨年度、厚生労働省の事業で就労のCan doを作る過程で、日本語教師が困難というか葛藤を覚えるのは、例えば私の会社の就労者に日本語教育をやってほしいといっ

た時のブリッジといいますか、仲介するときに、自分は理解しているのだが、実際に雇用している側の方々の意識が全く違って、例えば方言を多用しているような現場でその方言を使ってしまうと失礼だから、それを矯正してほしいというような要望が来て、そういった仲介をしながら、実際に雇用している方々の意識もじわじわと変えていけるような、かなり日本語教育に携わる人の力量が問われる部分が大きいです。

コースデザインといったときに、現場との交渉や、やり取りをしながらCan doを選んだり、目標設定したりといったようなプロセスが一番難しいような気がするのですが。そこまではこの手引きはどう考えるのかというのが質問です。

○眞嶋座長

良い御質問ですね。どう考えるか。どこまでこの手引きに入れるのか。事務局、どうぞ。

○増田日本語教育調査官

島田委員の御指摘は、日本語教育人材、就労分野に関わる日本語教師に求められる資質・能力であろうと思います。それについては別途文化庁が報告を出しております、現在その報告に基づいて、就労初任日本語教師に対する研修が全国で展開されるように昨年からなっております。

その中で、実はこの「参照枠」ができたところで、その研修内容にもこの「日本語教育の参照枠」についてももちろん盛り込んでいく必要があるかと思っておりますが、今、委員が御懸念のような、要は仲介、つないでいく立場にあるのだということは十分その理念に盛り込まれております。資質・能力のところにきちんと委員の皆様にも明記いただいておりますので、その研修を普及していくことによって、日本語教師のほうにもそういった研修を提供することで変わっていただけたらなと思っております。

ですから、手引きに中で重複するような扱いは今回予定しておりませんが、もしかすると一部参照のような形で、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」という報告の教師に求められる専門性のあたりが引用されるといいのではないかと、今の御意見を聞いて思いました。

○眞嶋座長

それはいいですね。様々なところでやっていることがお互いに有機的に結びついていることが、使う側にも分かるとよりいいと思います。ありがとうございます。

○竹田委員

言葉の定義といいますか、使い方を教えていただきたいのですが、例えば資料5の第2部にカリキュラムという言葉が何回か登場しますね。カリキュラム編成、カリキュラム開発、カリキュラム作成という言葉が出ていますが、同じ意味ですか。何か区別されていますか。

コースデザインという言葉も出てくるのですが、それぞれここでどのような意味で使われているかという意味範囲を教えてくださいませんか。

○眞嶋座長

日本語教育の概論などで使うような説明と大体同じで、コースデザインが一番大きい概念で、小さいところでシラバスを決めて、それをどのような時間や教材や教授法にするかを決めて時間割を作る、それで作ったものがカリキュラムですね。その最初からニーズ分析を経て、シラバス、カリキュラムをデザインして授業をして最後の評価まで全部含めてコースデザインと考えています。シラバス、カリキュラム、コースデザインとだんだん大きくなっていくものだと理解しています。

○竹田委員

一番上がコースデザインとおっしゃいましたか。そういうことなのですね。学習者ニーズ、教育の目的であるところが確定した状態からスタートするコースデザインというものが一番上にあって、その下にカリキュラムが来るということなのですね。逆かと思っておりました。理念と絡めて、もっと大きく捉える意味でのカリキュラムなのかと思っていました。例えばスコープとシーケンスのように、もっと狭い意味のカリキュラムと考えたほうがよろしいのですか。

○眞嶋座長

カリキュラムは、学習者に対してこのシラバスをこういう時間でこんなふうに教えていくという計画です。その全体をコースというふうに捉えるのではないのでしょうか。

○竹田委員

ここでは、そういう意味でカリキュラムという言葉が使われているということですね。

○松井日本語教育専門職

カリキュラムとシラバスをめぐっては様々な用語、その大きさや階層が学説や考え方によって逆転しているなど、様々な議論があります。ここで整理させていただきたいと思うのは、コースデザインを一番大きなものとして置くということです。その下にシラバスがあり、そのシラバスの教授法や活動や学習時間、教材等々を組み込んだものをカリキュラムとするということです。具体的なCan doに関しては、シラバスの中でどのようなCan doを選んでいくかという意味合いで整理しているところです。

カリキュラム編成とカリキュラム開発に関しては、用語の統一が取れておりませんので、この点については今後整理していきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○竹田委員

ありがとうございます。

○眞嶋座長

ありがとうございます。大事なところでした。(1)の項目につきましてはよろしいでしょうか。次の(2)学習者のための支援ツールについてですね。能力判定簡易アプリ等について御意見などおありでしょうか。

事務局に確認ですが、14言語にすると伺いましたが、どこかに14言語が何か書いてありましたか。14言語は日本の在留外国人の母語とする言語でいうと、全然足りないと思うのですが、これは今後増えていく予定があるのでしょうか。そのあたりはいかがですか。

○松井日本語教育専門職

この14言語は日本語を含む14言語になっております。具体的な言語は日本語、英語、中国語は簡体字、ポルトガル語、ポルトガル語はブラジルポルトガル語です。スペイン語に関しても南米スペイン語を対象としております。それからベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール語、モンゴル語、韓国語、ミャンマー語、タイ語になっております。こちらに関してましては、「つながるひろがる にほんごでの暮らし」という学習サイトで今後対応していく言語と同じとなっております。

そして、この14言語は在住外国人の約90%が含まれるということです。もちろんこれで十分とは言えませんし、例えばアラビア語、ヒンディー語などがないわけですが、当面はこの日本語を含む14言語での整備を目標としていきたいと考えている次第です。

○眞嶋座長

ほかに特に学習者のための支援ツールについては御意見、御質問はございませんでしょうか。特にならなければ、(3) 広報・活用のための方法について、御意見、御質問はありますか。

広報・活用のための方法について、先ほど共生社会をつくっていくパートナーであるマジョリティー、日本人に向けた整理や工夫があるといいのではないかという御意見がありましたね。ほかにありますか。どうぞ、竹田委員。

○竹田委員

広報の関係ですが、アプリに載せるCan doはどのように選定されるのか、教えていただけませんか。

○眞嶋座長

学習者の支援ツールのほうのアプリですか。

○竹田委員

そうです。広報というより支援ツールのほうです。

○眞嶋座長

ここに書いてある以上のことで事務局が今考えていることは、何かありますか。

○松井日本語教育専門職

CEFR Can doの中で、いわゆる「活動Can do」と呼ばれるものはたしか319あると思います。その319のCan doが5つの言語技能で6つのレベルで分かれておりますので、それぞれの能力を判断する場合、どういうCan doが最適であるかについては選定をしていかなければいけないところです。これに関しては、今後、専門の委員の先生の御意見等を伺いながら、どのようなCan doを選び、実際どのレベルで幾つのCan doができるとしたら、そのレベルができたかと判定するかどうかという仕組みの問題についてはこれから検討していきたいと思っています。

○眞嶋座長

欧州の「Self-evaluate your language skills」というツールを使ってみた方はいらっしゃいますか。これ、時間がかかりませんか。いつ結果を出してくれるのかと思ってしまいます。参考にできる部分は参考にすればいいと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

○平山委員

最後に、お話を聞きながら考えたことを少しお話しさせていただきたいと思います。教育理念をどう盛り込むかというお話がありました。一教師としてもそうなのですが、全国で実施している教室に日本語教師を配置して指導していく際、理念を信じてこれをベースに考えようというよりは、実際に就労の現場で、仲介の役割のように利害関係者とすり合わせをして、その中で自分の理念を考え、常に私自身も変わりながら調整しながらカリキュラムを作っているところがあると思います。この理念で下に落としていくというよりは、こういうものを媒介として、自分の現場の関係性の中で具体的文脈を把握しながら考えるきっかけとして示していくということが大事なのではないかと考えておりました。

うまく表現できていないかもしれませんが、そういう意味も含めて、日本語教師の初任研修の部分でも理念について少し触れながら考えていけるのではないのでしょうか。

○眞嶋座長

おっしゃるとおりですね。CEFRもそうですが、これはバイブルではないので、その通りにみんながしなければいけないものではなくて、それと現場を見て、自分の中でどのようにしていくのいいかを、すり合わせると先ほどおっしゃってくださった、仲介・橋渡しをどうするかということを考える道具になるということなのだろうと思います。

手引きに書いてあるからやらなくてはいけない、そういう姿勢のものではないと思います。事務局から何か補足があればお願いします。

○増田日本語教育調査官

平山委員の御発言にはっとしたところがありました。確かに現場の日本語教師の方々が自分の中で理念と向き合う際の参考として使っていただくことが大切だと思います。日本語教育人材の養成や初任研修の中でも、今回の参照枠について取り上げ、理念や評価について改めて考える機会につなげていくよう、連携して参ります。

また、3の広報・活用のための方法についても、我々はリーフレットなどを作って、一般の方に参照枠の理解促進のため配布しようと考えおりました。でも、一つの視点として現場の日本語教師が、外国人の雇用先の企業の方などの関係者に、このリーフレットを見せながら、参照枠ではこういう理念、考え方で日本語の教育を行っていくのだけれども、どうだろうかと説明したり、最善の方法を模索したりする際にツールとして使えるものを作れたら、よりお役立ていただけるのではないかと思います。

手引きにつきましても、島田委員がおっしゃったように現場の日本語教師一人一人に従来の教育観から、新しい考え方をご理解いただくには、忙しい先生方に字面でいくら丁寧に説明しても手に取ってじっくり読むようなものでは難しいのではないかと思います。最近の報告書を見ますとQRコードがついていて、メッセージの動画や音声、実際の授業の様子に飛べるような報告も出ています。今回の手引きも、文章で全てを表現するのではなく、もう少し知りたいなと思ったらリンク先に飛んでいって、音声を聞けたり動画を見られたりするといった工夫をしていけたら良いのではないかとお話を伺って思いました。新しいヒントを頂きました。

○眞嶋座長

最近の報告書はすごいですね。立体的といいますか、そういったツールを駆使して五感に訴えるようなものになるといいなと思います。

ほかに言い残したことはありませんか。特にないようでしたら、時間となりましたので、本日のワーキンググループはここまでとしたいと思います。

今後の予定につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○松井日本語教育専門職

今回のワーキンググループ会議は6月18日、金曜日16時からの予定となっております。資料等は整いましたら委員の皆様にお送りしたいと思います。よろしく願いいたします。

○眞嶋座長

これで第1回「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの会議を閉会いたします。御参集いただき、積極的な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —